

重要事項説明書

指定短期入所生活介護 松栄荘

当施設は介護保険の指定を受けています。

(茨城県指定 第0873400154号)

当事業所はご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 居室の概要
4. 職員の配置情報
5. 当施設が提供するサービスと利用料金
6. サービス提供における事業者の義務
7. 施設利用の留意事項
8. 損害賠償について
9. サービス利用をやめる場合
10. 代理人
11. 連帯保証人
12. 苦情の受付について（担当者）
13. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 サンピア
(2) 法人所在地 茨城県常陸太田市箕町 911 番地の 1
(3) 電話番号 0294-76-3011
(4) 代表者氏名 理事長 谷津 幸雄
(5) 設立年月 昭和 54 年 9 月 20 日

2. 事業所の概要

- (1) 施設の種類 指定短期入所生活介護事業所・平成 12 年 3 月 1 日指定
茨城県 0873400154 号
(2) 施設の名称 特別養護老人ホーム 松栄荘
(3) 施設の所在地 茨城県常陸太田市箕町 911 番地の 1
(4) 電話番号 0294-76-3011
(5) 施設長（管理者）氏名 谷津 幸雄
(6) 当事業所の運営方針

1. 介護保険制度実施にあたり、利用者すなわちお客様に対する介護サービス提供者としての自覚と、利用者からの信頼を得るよう努力する。
2. 利用者へのより高い質的サービスを提供すると共に、地域にあって地域ケアの向上に努力する。

- (7) 開設年月 昭和 55 年 4 月 17 日
(8) 利用定員 10 人 ユニット（全室 個室）

3. 居室の概要

（1）居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。

« ユニット »

松栄荘長期入所利用を含む

居室・設備の種類	室数	備考
居室（全室個室）	96 室	長期入所利用：86 室
共同生活スペース	10 ヶ所	
談話スペース	10 ヶ所	
浴室	10 室	普通浴槽 5 ・ リフト浴槽 5 ・ 特殊浴槽 1
医務室	1 室	心電図

※ 上記は、厚生労働省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に設置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

※ なお居室に関しては、ユニット個室ごとに、別途居住費に係る自己負担金が発生します。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設での可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

☆居室に関する特記事項：トイレは居室外となっております。

4. 職員の配置状況

当施設ではご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※ 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	従事するサービス種類・業務	配置人員
施設長（管理者）	業務の一元的な管理	1名（兼務）
医師	健康管理及び療養上の指導	1名（兼務）
生活相談員	生活相談及び指導	1名（兼務）
介護支援専門員	ケアプランの立案、作成	1名（兼務）
介護職員	入居者への直接介護業務	5名
看護職員	健康管理、保健衛生管理	1名
機能訓練指導員	身体機能向上のための指導	1名（兼務）
管理栄養士	栄養管理、栄養ケアマネジメント	1名（兼務）

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制	
1. 医師	週1回	
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員	各館（2ユニットごと）
	早朝 6:00～9:00	2名
	日中 9:00～18:00	2名
	夕方 18:00～21:00	1名
	夜間 21:00～翌6:00	1名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日中：8:45～18:00（夜間オンコール制度あり）	
	1名	

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、ご本人の負担に応じて、利用料金の大部分が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①食事

朝食 7:30～8:30

昼食 11：50～12：50

夕食 17：30～18：30

施設では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。また、自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

②入浴

普通浴槽を使用する場合は 週2回

特殊浴槽を使用する場合は 週2回

寝たきりでも浴槽を使用して入浴することができます。

入浴できない場合は、清拭を週2回行ないます。

③排泄

排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

機能訓練指導員により、ご契約者的心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

医師や看護職員が健康管理を行ないます。

⑥その他自立への支援

寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。

生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。

清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条）

①食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）

利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。

実費相当額の範囲内にて負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額（1日当たり）のご負担となります。

②滞在に要する費用（光熱水費及び室料（建物設備等の減価償却費等））（契約書第5条）

この施設及び設備を利用し、光熱水費相当額及び室料（建物設備等の原価償却費等）を、ご負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その、認定証に記載された滞在費（居住費）の金額（1日当たり）のご負担となります。

③理髪・理容

月に1回理美容師の出張による、理髪・理容サービスをご利用いただけます。（希望者）

④日常生活上必要となる諸費用実費及び買い物代行サービス

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適當であるものについては実費負担となります。

（実費負担の例）

衣類、菓子代、歯ブラシ、市販薬、新聞、電話代、乾電池 等
なを、上記の費用については、買い物代行サービスをご利用いただけます。

- ・利用料金：500円（1回毎）
- ・費用については1か月ごととりまとめ、施設利用料と一緒にして請求となります。

⑤レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。
利用料金：材料代等の実費をいただきます。

⑥複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする
場合には実費をご負担いただきます。 1枚につき 10円

⑦ご契約者の移送等にかかる費用

サービス提供時、容態急変時には当施設で対応いたしますが、それ以外の状況で直ちに救急
要請を必要とせず、診療が必要と判断した場合は、その旨をご家族へ連絡し対応をお願いする
ことがあります。ただし、家族の対応が難しい場合にはご相談ください。下記の実費の費用負担で
ご協力することも可能です。

- i) 病院受診等付き添い料 1時間につき 1,500円
- ii) 病院からの薬の引渡し 750円（1回あたり）

（3）利用料金のお支払い方法（契約書第8条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、ご利用期間分を計算しご請求しますので、翌月20日までに
以下のいずれかの方法でお支払いください。

① 郵便振替 口座番号 00190-5-187903

口座名称 特別養護老人ホーム 松栄荘

② 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる機関：郵便局 自動払込み

I-NET（アイネット）加盟銀行

③ 常陽銀行 大宮支店 口座番号 6094195

社会福祉法人サンピア 特別養護老人ホーム松栄荘 施設長 谷津 幸雄

（4）利用の中止、変更、追加（契約書第9条参照）

○利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに施設に申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% (自己負担相当額)

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、施設の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

○ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

(5) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものではありません。)

1. 嘱託医	根本医院	茨城県常陸太田市久米町200
2. 協力医療機関	西山堂病院	茨城県常陸太田市木崎二町931-2
3. 協力歯科医院	後藤歯科診療所	茨城県常陸太田市木崎二町2021-7

6. サービス提供における事業者の義務（契約書第11条、第12条参照）

当施設では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、その理由や経過を記録するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

7. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、サービスを利用されている入居者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

ご利用にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

アルコール類、生もの類、薬、刃物 等

また、多額の現金や貴重品の持ち込みはご遠慮ください。(お預かりもできません。)

現金や貴重品を持ち込まれた場合ご利用中に紛失・破損があった場合は、当施設では一切責任を負いかねます。

(2) 施設・設備の使用上の注意（契約書第13条参照、第14条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわざかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

○敷地内での金銭及び食べ物等のやりとりは、ご遠慮ください。

○施設敷地内は禁煙となっております。

(3) 非常災害対策

施設では、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関との連絡を密にし、るべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年2回以上ご入所者及び従業員等の訓練を行います。

(4) 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村および関係諸機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

(5) 守秘義務に関する対策

施設および従業者は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

(6) 入所者の尊厳

入所者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

(7) 身体拘束の禁止

原則として、入所者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に入所者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

8. 損害賠償について（契約書第15条、第16条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

9. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第18条参照）

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（1）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第19条、第20条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合

- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第21条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

・10. 代理人（契約書第23条参照）

契約の有効期間中に心神喪失その他の事由により判断能力を失った場合に備えて、予め代理人を決めてください。

・11. 連帯保証人（契約書第24条参照）

事業者は利用者に対して連帯保証人を定めることを請求できます。連帯保証人は本契約から生じる契約者の債務を連携して保証するものとし、連帯保証債務により連帯保証人が負う保証債務の極度額は金100万円とします。

12. 苦情の受付について（担当者）（契約書第25条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者）生活相談員 石井 彩子
- 受付時間 毎週月曜日～金曜日
9：00 ~ 17：00
- 電話番号 0294-76-3011

(2) 行政機関その他苦情受付機関

常陸太田市介護保険担当課	所在地 茨城県常陸太田市金井町 3690番地
	電話番号 0294-72-3111

	受付時間 9：00～17：00
国民健康保険団体連合会	所在地 茨城県水戸市笠原町 978-26
	電話番号 029-301-1565
	FAX 029-301-1579

13. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

第三者による 評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	[2] なし		

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定短期入所生活介護事業所

説明者職名 _____ 氏名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 _____

_____ 氏名 _____ 印

代理人住所 _____

_____ 氏名 _____ 印

令和7年10月改訂版